

砺波市農業委員会 3月総会議事録

開催日時 令和4年3月8日(火)午後2時

開催場所 砺波市役所 3階 大ホール

出席した委員 26名

1番	老 健	16番	江成 周彦
2番	鴨井 克之	17番	樋掛 雅彦
3番	境 真由美	18番	亀永 理恵
4番	館 和香子	19番	平木 哲
5番	川邊 洋	20番	山本 涉
7番	松原 光雄	21番	山本 憲政
8番	飯田 輝一	23番	原野 敬司
9番	堀田 敬三	24番	前野 久
10番	齋藤 徹	25番	石田 智久
11番	吉田 一馬	26番	飛田 明雄
12番	片山 雅喜	27番	野原 外茂雄
13番	黒田 英嗣	28番	吉田 孝夫
14番	川邊 孝之	29番	西原 登

欠席した委員 3名

6番	源通 一郎	22番	宮崎 雄介
15番	土田 英雄		

傍聴人

なし

出席した事務局職員 2名

主幹	大石 哲也	主査	瀬賀 晶子
----	-------	----	-------

農業振興課 1名

農地調整係 主事 蟹田 凌太郎

付議案件

議事

- 議案第34号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第35号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定転用許可申請に対し意見決定について
- 議案第36号 砺波市農用地利用集積計画（第121次）の協議に対し意見決定について
- 議案第37号 砺波市農用地利用集積計画（第122次）の協議に対し意見決定について

協議

- 協議事項1号 非農地証明書の発行に伴う意見について
- 協議事項2号 令和3年分砺波市農地賃借料情報について
- 協議事項3号 令和4年度砺波市農作業等標準料金について

報告

- 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知の報告について
- 報告第2号 農地法第3条の3第1項の規定による届出の報告について

(開会 14:00)

事務局 定刻となりましたので、ただ今から「令和3年度・砺波市農業委員会3月総会」を開会いたします。本日は、事務局長が議会本会議のため欠席となりますので、お願いいたします。

それでは、会議に先立ちまして、平木会長からご挨拶がございます。

会長 3月に入りまして、いよいよ春本番となります。農作業が忙しくなりますので、皆様方お体を大切にして、農作業に励んでいただきたいと思えます。

今月の議案は、農用地利用集積計画や農地賃借料情報、農作業等標準料金等内容が盛りだくさんですので、慎重審議をよろしくお願いします。

事務局 ありがとうございます。

ここで、ご報告いたします。

本日は、在任委員29名中、26名が出席されています。

よって、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の総会が成立していることをご報告いたします。

この後は、お手元の総会次第にしたがって進めさせていただきます。

なお、「砺波市農業委員会会議規則第5条の規定」により、総会の議長は、会長が務めることになっておりますので、平木会長に議長をお願いいたします。

それでは、よろしくをお願いいたします。

議長 それでは、議事に入ります前に、私から、議事録署名委員を指名させていただきます。よろしいでしょうか。

委員 (異議なしの声あり)

議長 それでは、議席番号16番 江成 周彦委員・議席番号17番 樋掛 雅彦委員をお願いいたします。

それでは、議事に入ります。

「議案第34号 農地法第4条第1項の規定による転用許可申請に対し意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 議案書の1ページをお願いします。

今月の案件は、1件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の「農地転用申請位置図」の1ページから5ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、都市計画法上の用途地域の区域内にあり、農地区分は「第3種」になります。

農地転用の許可基準は、「第3種農地の原則許可」に該当します。

こちらは、駐車場を整備するもので、隣接する店舗等に賃借する予定です。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第34号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。
ご質問等がないようですので採決を行います。
ただ今の「議案第34号」につきまして、賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

議長 　　全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、「議案第35号 農地法第5条第1項の規定による賃借権・使用貸借権設定 転用許可申請に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事務局 　　議案書の2ページをお願いします。
今月の案件は、3件でございます。

(議案書番号1朗読)

別添の位置図の6ページから10ページまでと、併せてご覧ください。

申請地は、10ha以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第1種」になります。

農地転用の許可基準は、「農業用施設」に該当します。

借受人の株式会社は、担い手経営体であり、現在、年間200万本余のチューリップ切花の生産・出荷・販売を大規模に行っています。

このたび、生産体制の強化のため、出荷調整用の倉庫や資材置き場、駐車場などを整備し、出荷本数を増やす計画です。

(議案書番号 2 朗読)

別添の位置図の 11 ページから 15 ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、土地改良事業実施区域内にあり、農地区分は「第 1 種」になります。

農地転用の許可基準は、「既存施設の拡張」に該当します。

借受人の株式会社は、申請地の隣に現場用の資材置場を有しておりますが、現在の場所では、建設残土や廃材の仮置場が不足することから、さらに隣接農地を借り受け、資材置場を拡張する計画です。

(議案書番号 3 朗読)

別添の位置図の 16 ページから 20 ページまでと、併せてご覧ください。
申請地は、10ha 以上の一団の農地の区域内にあり、農地区分は「第 1 種」になります。

農地転用の許可基準は、「集落接続」に該当します。

借受人の株式会社は、申請地の隣に現場用の資材置場を有しておりますが、現在の場所では、建設残土や廃材の仮置場が不足することから、さらに隣接農地を借り受け、資材置場を拡張する計画です。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第 35 号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　黒田委員、どうぞ。

黒田委員 　　両者とも、資材置場が大変不足しているという説明を受けました。
ご審議を賜りますようお願いいたします。

委員 　　(「はい」の声あり)

議長 　　松原委員、どうぞ。

松原委員 　　1 番ですが、今ほど事務局から説明があったとおりです。
ご審議を賜りますようお願いいたします。

議 長 他にご質問等はありませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第35号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、「議案第36号 第121次・砺波市農用地利用集積計画
の協議に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の3ページから13ページをお願いします。
今年度2回目の農地中間管理事業に対する農地の貸付者につきましては、1月末に締切ったところであり、115件、324筆、約57ヘクタールの申し込みがありました。
申し込みのうち約半数は、農地法の改正に伴い、(公財)砺波市農業公社が行っていた農地利用集積円滑化事業において、一括承継を希望されなかった方が、契約を解約し、農地中間管理事業へと移行したものです。
集積・配分の集計、耕作者を含めた利用権設定の一覧は、別添に資料を用意しておりますので、後ほどご覧ください。
以上でございます。
ご審議をお願いいたします。

議 長 ただ今、事務局より説明のありました「議案第36号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第36号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、「議案第37号 第122次・砺波市農用地利用集積計画の協議に対し、意見決定について」、事務局より説明願います。

事 務 局 議案書の14ページから66ページをお願いします。
まず、14ページの公告年月日が令和4年3月8日と記載していますが、正しくは、令和4年3月31日ですので、ご訂正をお願いします。

(議案書一部朗読)

こちらは、貸し手と借り手が直接契約する“相対”の利用権設定になります。

本市では、年3回この申し出を受け付けることになっており、今回の内容は、1月末締め切り分となり、3月末に公告を予定しています。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「議案第37号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　吉田孝委員、どうぞ。

吉田孝委員 　　相対も中間管理機構の利用権設定も、農業経営基盤強化促進法に基づき、砺波市が公告するものです。賃借料にばらつきがあったり、土地改良区の賦課金や税金も十分に払えないような賃借料が設定されていたりすることについて、事務局は貸し手・借り手双方の意見を聞いて、どんな指導をされているのかお聞かせていただきたい。

事 務 局 　　賃借料については、特に担い手の方になりますが、書類をご持参された際に、双方合意であるかどうか確認し、受付しています。

土地改良区の賦課金や固定資産税を所有者が賃借料で賄えばよいですが、昨今の米価下落が続く状況で、耕作者からは賃借料が下がらないと、耕作は難しいと聞いたりします。

基本的には、相対で契約されることになりますが、農業委員会としては、貸し手・借り手双方のバランスを取ることが大事だと考えます。

吉田孝委員 　　共通事項には、公租公課について双方で話し合っただけで負担することが記載されていますが、その辺りについてはどう判断されていますか。

事 務 局 　　市内においては、所有者が負担されていると思いますが、今後においても所有者が負担することが望ましいと考えます。なお、耕作者になる場合はごく稀になりますので、こちらについても申し出の内容でよろしいか確認をしています。

吉田孝委員 　　土地改良区の賦課金よりも安い賃借料は、あらかじめ必要経費を負担できないと言っているようなものなので、それで声を大にして質問して

いるのです。

事務局 賃借料から土地改良区の賦課金や固定資産税を賄わなければいけないのかというところが論点になるかと思いますが、基本的に事務局としては、賃借料から全ての必要経費を賄えるべきであるというスタンスにはいません。

吉田孝委員 そういうことなら分かりましたが、私は賃借料にばらつきがあることについて、どこかに問題が必ずある訳で、その辺を検討していただく必要があることを意見として申し添えます。

事務局 所有者と耕作者双方の立場を考慮しながら、進めていきます。

議長 他にご質問等はございませんか。

委員 (「はい」の声あり)

議長 樋掛委員、どうぞ。

樋掛委員 相対の設定期間にばらつきがありますが、これについてもやはり賃借料の変動が影響しているのであれば、どう指導されていますか。

事務局 米価の下落や燃料の変動により、賃借料を単年度や3年間で契約される場合もありますが、いずれも双方合意であるかどうか確認をとっております。

議長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「議案第37号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、協議事項1号 非農地証明書の発行に伴う意見について、事務局より説明願います。

事務局 議案書の67ページをお願いします。
また、別添の「非農地証明願位置図」(の1ページから8ページまでと、)

を併せてお願いします。

協議事項1号、非農地証明書の発行に伴う意見につきましては、地目は田・畑、総面積は20,927㎡について願い出がございました。

先月に現地を事務局において確認したところ、すでに山林の様相を呈しておりました。農地として利用するには一定水準以上の物理的な条件整備が必要となり、周囲の状況からみて、農地に復元しても継続して利用することができないと見込まれます。

このため、非農地に地目を変更することが相当の対応と確認しています。以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項第1号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委員 　　（「はい」の声あり）

議長 　　原野委員、どうぞ。

原野委員 　　協議事項1号については、県の「水と緑の森づくり税」を財源として、里山再生事業に取り組むに当たり、現地に田や畑で登記されている地目があることが分かったもので、所有者が複数人になります。

本来の里山に再生する事業でございます。ご審議賜りますようお願いいたします。

議長 　　他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項第1号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

（全員挙手）

議長 　　全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、協議事項2号 令和3年分砺波市賃借料情報について、事務局より説明願います。

事務局 　　議案書の73ページをご覧ください。
昨年1年間に設定された、利用権設定の賃借料の金額を地区別に集計したものが、73ページのとおりとなりました。

なお、この内容は、4月に発行する「農家相談のしおり」に掲載するも

のでございます。

以上でございます。

ご審議をお願いいたします。

議 長 　　ただ今、事務局より説明のありました「協議事項2号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　堀田委員、どうぞ。

堀田委員 　最低額では、0円にされる方もいますが、その方の取扱いはどうされていますか。

事 務 局 　平均額に対し、高い方は1.7倍以上、安い方は0.3倍以下の金額を除いて、最低額・平均額・最高額を出しています。

堀田委員 　賃借料が安いということですが、固定資産税を未納になったら、どうなりますか。

事 務 局 　未納に対する取り扱いは、その方の経済力等ご事情はそれぞれになると思います。基本的に他の税金と同様、納めていただく必要があります。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　原野委員、どうぞ。

原野委員 　梅檀山の場合は、圃場整備された農地と未整備田、更には水はけのよい農地であるかどうかにより、地区の水田農業推進協議会で4段階に区分して、独自の賃借料を参考として出しており、必ずその金額にしないといけないわけでもありません。

委 員 　　（「はい」の声あり）

議 長 　　吉田孝委員、どうぞ。

吉田孝委員 　農業経営規模を拡大するにしても、農地集積を増やすにしても、土地改良事業がきちんとされなければ、耕作者は借りることができません。したがって、法律では、土地改良の賦課金は耕作者が払うことになっています

が、耕作者が代わると有益費の問題が出てしまうため、土地の所有者が賦課金を支払っているわけです。ですから、土地の所有者はある程度、見合った賃借料でないと賦課金が払えなくなります。年金から持ち出して払うのか、田んぼを売って払うのか、そんなことまで考えているようでは、土地改良事業が進まないことになり兼ねません。

議 長 他にご質問等はございませんか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 山本憲委員、どうぞ。

山本憲委員 米価の下落がこれだけ激しくなると、生産を見合わせなくてはいけなくなります。そうなると、我々耕作者はどうしても賃借料に頼るしかありません。逆に、農薬代や肥料が安くなればいいですが、これも反比例しています。

土地改良区の賦課金は、別問題として考えざるをえません。耕作する者が生きていけるどうかにかかっています。耕作しても赤字になるようでは、地域農業をどうするのか担い手をどうするのかという話にまで繋がりがかねません。土地改良区の賦課金は、関係者を通じて国に働きかけをする話ではないでしょうか。

私も以前に、賃借料について統一できないか質問したことがありますが、地区の諸事情や土地改良事業のことがあり、できないと言われました。

基本的には所有者と耕作者双方が話し合っただけで決めることであり、あまり賃借料が高いと誰も耕作しなくなり、耕作放棄地が増えるのではないのでしょうか。

コロナ禍で、まだまだ米価の下落はどうなるか分かりません。辛い話ですが、現実はそうでないのでしょうか。

事務局 協議事項2号の「令和3年分砺波市農地賃借料情報」は集計することになっていて、他の市町村の同様、例年農家相談のしおりに載せています。また賃借料については、今月会合があり、来月の農業委員会総会で議案になる予定ですので、よろしくお願ひします。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項2号」につきまして、賛成の方は、挙手願ひします。

(全員挙手)

- 議 長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、協議事項3号 令和4年度砺波市農作業標準料金について、事務局より説明願います。
- 事 務 局 議案書の74ページをご覧ください。
この標準料金については、県農業会議等の資料に基づき算出し、2月18日に「砺波市農作業等標準料金検討会議」において、ご検討いただき、会議の意見などを踏まえ、お示しています。
なお、適用期間は、令和4年度から6年度の3ヶ年といたします。
また、この内容は、4月に発行する「農家相談のしおり」に掲載するものでございます。
以上でございます。
ご審議をお願いいたします。
- 議 長 ただ今、事務局より説明のありました「協議事項3号」について、補足説明やご質問等がありましたら、挙手願います。
- 委 員 (「はい」の声あり)
- 議 長 樋掛委員、どうぞ。
- 樋掛委員 人件費は世の中の動向で高くなることは分かりますが、コンバインが高くなっているのはどういった要因でしょうか。
- 事 務 局 コンバインは、富山県農業会議の資料により、動力光熱費が高くなっているためです。
- 委 員 (「はい」の声あり)
- 議 長 片山委員、どうぞ。
- 片山委員 トラクターやコンバインの規格が、現場で使用されている規格より小さいため、お客様に請求する時に戸惑うのですが、どんなものでしょうか。
- 事 務 局 その件につきまして、ご要望があれば富山県農業会議に実態に沿うよう要望を上げいくことも検討しますので、ご相談いただければと思います。
- 委 員 (「はい」の声あり)

議 長 堀田委員、どうぞ。

堀田委員 この表は、どういう位置づけですか。

事務局 強制力はなく、あくまでも目安です。関心の高いところですが、目安なので強制しているわけではありません。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 原野委員、どうぞ。

原野委員 単価は、反当たりですので、考えようによっては大きい機械で作業すれば、早く終わるので、問題はないのではないのでしょうか。

委 員 (「はい」の声あり)

議 長 石田委員、どうぞ。

石田委員 今ほど原野委員がお話されたところであり、機械の規格については柔軟に対応すればよいところで、今のままで私は問題ないと思います。

議 長 他にご質問等はございませんか。
ご質問等がないようですので、採決を行います。
ただ今の「協議事項3号」につきまして、賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議 長 全員挙手につき、本件は、原案どおり、可決いたします。
続きまして、報告事項に入ります。
報告第1号・報告第2号について、事務局より説明願います。

事務局 (報告第1号・第2号朗読)

議 長 ただ今、報告を受けた報告内容について、ご意見・ご質問等は、ありませんか。

委 員 (なし)

議 長 ご質問等がないようですので、報告事項につきましては、以上とさせていただきます。

 これで、総会に付議されたすべての案件の審議を終了しました。

 これにて閉会いたします。

(閉会 15 : 20)